

## 第 7 講：22 「おふでさき御執筆」

おやさと研究所研究員  
安井 幹夫 Mikio Yasui

ここで、取りあげる『稿本天理教教祖伝逸話篇』の逸話は、22の「おふでさき御執筆」（30～31頁）である。おやさまご自身が、「おふでさき」のご執筆の様子について、お話になったもの。これは梅谷四郎兵衛に直接お聞かせくださったお話であるが、梅谷四郎兵衛自身が後年、「月日の心」と題した講話の中で語っている。それが大正9年刊の『本部員講話集〈中〉』に収録された。今、入手できるものでは『静かなる炎の人 梅谷四郎兵衛』（道友社新書1）にも掲載されている。

この逸話の要点を箇条書きにすると、

- イ、ふでさきも、一号から十七号まで直に出来たのやない。
- ロ、書いたものは、豆腐屋の通い見てもいかに。
- ハ、耳へ聞かしてくだされましたのや。
- ニ、神様は「筆、筆、筆を執れ」と仰っしゃりました。
- ホ、七十二才の正月に、初めて筆執りました。
- ヘ、筆持つと手がひとり動きました。
- ト、書くだけ書いたら手がしびれて、動かなくなりになりました。
- チ、「心鎮めて、これを読んでみて、分からんこと尋ねよ」と仰っしゃた。
- リ、自分で分からんとは、入れ筆しましたのや。
- ヌ、それがふでさきである。

ということになるだろう。

まず、「おふでさき」が、一号から十七号までであるということ。これは自明のことであるが、まずその点を確認しておきたい。そして、その執筆時期は「直にできた」のではなく、年限がかかっていること。明治2年から明治15年までの14年間に執筆されている。

次に、「おふでさき」は、豆腐屋の通いすら見ていない、いかにすれば、何かを参照して書かれたものでないということ。親神が直接、おやさまにお聞かせください、筆を執れとの指示のままに書かれたものである。そして筆を持つと手がひとりで動き、書くだけ書くと手がしびれて動かなくなった。こうした様子は、「おふでさき」が親神の直接的啓示書であることを明らかにするものといえよう。

もう一点。その書かれたお歌を、心鎮めて読み、分からないところは「入れ筆」をされた、ということである。これがふでさきである、といわれる。さらに付け加えれば、次のようにも伝えられる。

二下りか三下り御かきになる事もあれば、又一枚二枚つづけておかき被遊事もある。さういふのが、だんへたまりますと、又神様のおさしづで、是を一まとめに御清書あそばして、一冊の本となされたのでござります。（『御筆始』『正文遺韻抄』70頁）

ここで注目すべきは、「神様のおさしづで、是を一まとめに御清書あそばして、一冊の本となされた」という一節である。すなわち、お書きになったものを、改めて清書なされているということである。「おふでさき」には「外冊」と呼ばれるもの

があるが、それはおそらく、清書以前のものではないだろう。それらをお下げになった。それはおやさまの直筆であるが、お屋敷から離れたものとして「外冊」と称されるようになった。その意味で、外冊は正冊に先立つものといつてよいだろう。

しかも、外冊には正冊にはない年月日がお歌の右肩、あるいは行間に記されているものがある。もちろん正冊にもみられる個所があり、それらをあわせてみると、「おふでさき」の執筆の時期がある程度、特定できることになる。

ただ、この場合、表紙の日付との整合性が問われることになる。というのは、大陰太陽曆（以下、陰曆と記す）と太陽曆（以下、陽曆とす）の問題がそこに所在するからである。とくに第3号以降、表紙に記載される年月が陽曆で書かれているのに対して、陰曆とされるお歌の右肩などに記される日付との齟齬があるのではないかと、という問題が以前から指摘されている。

しかし、表紙は清書後に一冊にまとめられた後のものであることから、本文中に記された日付と表紙との相違、すなわち本文中の日付よりも表紙の記載月に後先があつても、これはとくに問題とはならない。たとえば、3号の外冊には、5に「十月三日」、7に「十日」、15に「十二日」、19に「十五日」、28に「十六日」、42に「十八日」という日付が右肩に記されている。

また、正冊3号64、109、147の本文中に、(A)「三六二五のくれやい」、(B)「四ねんいせんに」、(C)「二二の二の五つに」と、時を特定する言葉がある（A～Cは便宜上筆者が付した）。それをみていくとき、Aの「三六」は註釈によれば「立教後36年」を指す。この場合、天保9年から単純に36年を加えれば、明治7年となる。ただ立教36年は明治6年である。Bの「四ねんいせん」は、明治3年3月15日の史実を指すことから、逆算すると、執筆年は、陽曆の数え方であれば明治7年であるが、陰曆の数え方をとると明治6年になる。Cは明治7年2月22日の夜の五つ刻のお歌であると、史実に基づいた説明がある。この日付を陽曆にすると、明治7年4月8日になる。また4号の表紙が「明治七年四月」であるのは、3号に引き続いてご執筆になったことをうかがわせる。

ここで3号の最初の日付を考えてみると、「十月三日」、「十日」、「十二日」、「十五日」、「十六日」、「十八日」は明治7年でなく、明治6年ということになる。事実、『正文遺韻抄』には「明治六年までは、御筆がござりませずして、六年の八月ごろから、またへ御筆をおとりあそばされまして」（71頁）という記述をみることができる。

なお、付け加えれば、A、Bの「三六」「四ねんいせん」は、陰曆の表記であることを考慮するならば、明治6年を指すものとする。とくにBは、7号67の「六ねんいせん」との整合性からいえば、明治6年でなければならぬ。こうした陰曆、陽曆の問題はこの個所にかぎらず、陰曆と考えられている日付があるいは陽曆ではないかという指摘を含めて、あといくつかを数えることができる。